

議案第13号 小松島市長、副市長及び教育長の給与条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

市長の給料月額のうち50パーセント減額措置について、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更される方針である令和5年5月8日の前日まで延長するもの。

小松島市長、副市長及び教育長の給与条例(昭和50年小松島市条例第41号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
附 則	附 則 <u>32 令和5年4月1日から同年5月7日までの間における市長の給料月額は、第2条の規定にかかわらず、別表に規定する給料月額から当該給料月額に100分の50を乗じて得た額を減じた額とする。</u>	追加